

令和3年度 第2回静岡県総合計画審議会



日時：令和3年10月18日（月）
午前9時30分から正午まで
会場：県庁本館4階 特別会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 知事あいさつ
- 3 議 事
「静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン」（素案）について
- 4 閉 会

－ 配布資料 －

- ・静岡県総合計画審議会委員名簿
- ・座席表
- ・静岡県総合計画審議会条例
- ・【資料1】後期アクションプラン 素案ダイジェスト版
- ・【資料2】後期アクションプラン 政策体系の概要（案）
- ・【資料3】静岡県の新ビジョン 後期アクションプラン（素案）
- ・【資料4】第1回総合計画審議会 意見対応表
- ・【資料5】令和3年度 県民アイデア募集に係る意見への対応状況
- ・【資料6】静岡県に関する若年層意見の報告（若者カフェ）

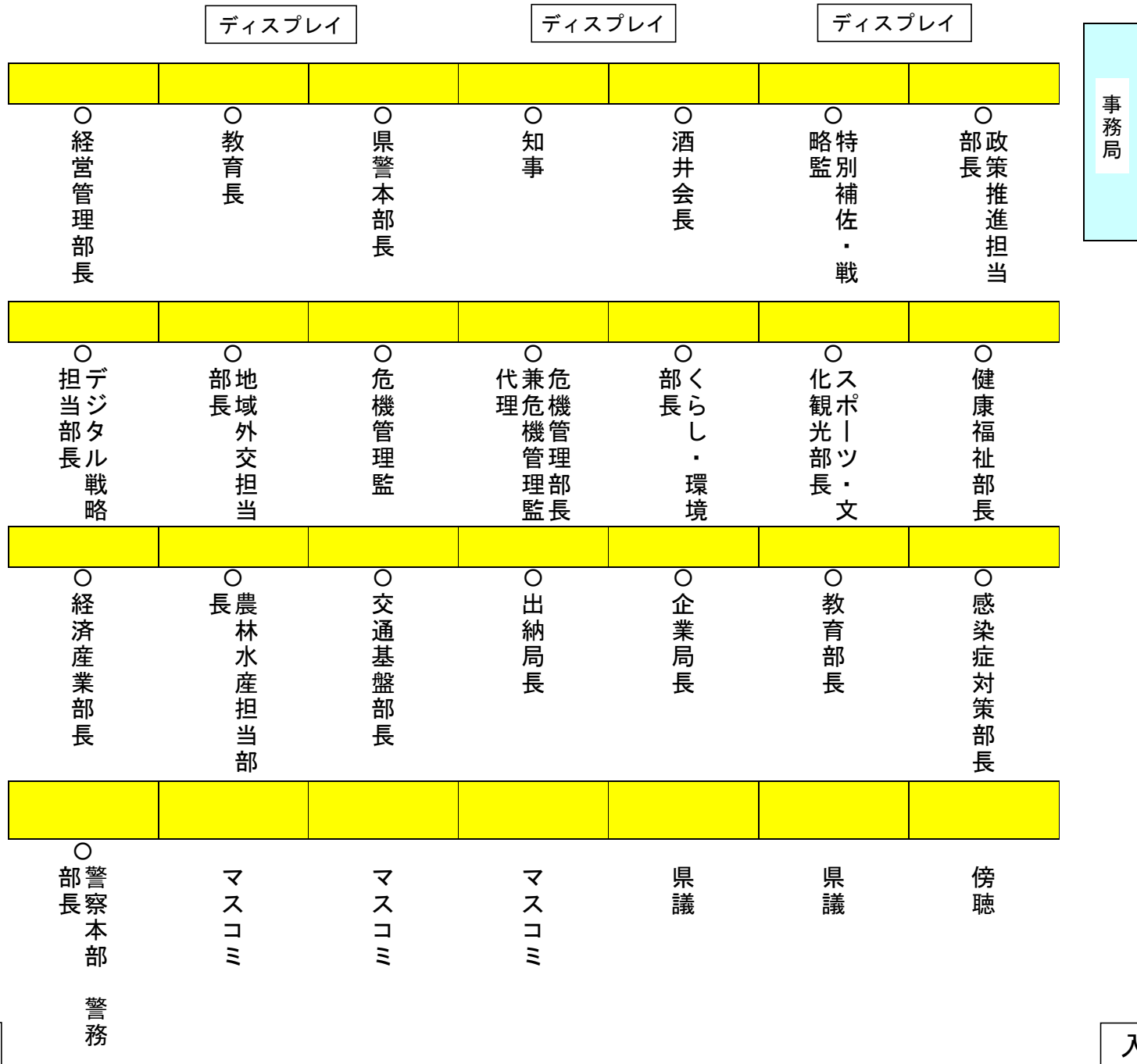
静岡県総合計画審議会委員名簿

第22期（令和2年8月29日～令和4年8月28日）

（五十音順、敬称略）

氏名	役職等
青山 吉和（欠席）	静岡県農業協同組合中央会代表理事会長
石塚 正孝	静岡県コンベンションアーツセンター館長
伊藤 嘉奈子	静岡県コミュニティづくり推進協議会会長
大久保 あかね	静岡県立大学経営情報学部教授
荻田 雅宏	(株)静岡新聞社取締役
生座本 磯美	有限会社ナチュラル・ライフ代表取締役 静岡県認知症高齢者グループホーム連絡協議会顧問
小原 榮一	静岡県地域安全推進員連絡協議会会長
紀平 幸一	一般社団法人静岡県医師会会長
熊野 善介	静岡大学教育学部名誉教授・特任教授
小杉 充伸	静岡県環境保全協会副会長
小林 昭子	静岡県消費者団体連盟会長
今野 朝子	静岡県商工会女性部連合会会長 静岡県商工会連合会理事
酒井 公夫（会長）	一般社団法人静岡県商工会議所連合会会長
佐藤 育男	株式会社中日新聞社取締役東海本社代表
佐藤 三武朗	特定非営利活動法人伊豆地域振興研究所理事長 佐野日本大学短期大学学長
下位 桂子	静岡県男女共同参画センター交流会議代表理事
鈴木 智子	一般社団法人静岡県大学出版会代表理事 静岡時代事務局
園田 正世	北極しろくま堂有限会社代表取締役 特定非営利活動法人だっことおんぶの研究所理事長
武田 知己	公益財団法人静岡県スポーツ協会副会長
谷藤 悦史	早稲田大学名誉教授
角田 裕之介	日本放送協会静岡放送局長
富田 貴子（欠席）	公益財団法人静岡県国際交流協会理事
中西 清文	日本労働組合総連合会静岡県連合会会長
野見山 浩平	日本銀行静岡支店長
増田 俊明	静岡大学防災総合センター特任教授
吉川 慶子	静岡県保育士会会長
渡邊 昌子	公益社団法人静岡県看護協会会長

令和3年度 第2回総合計画審議会座席表<本館4階特別会議室>



静岡県総合計画審議会条例

昭和 50 年 7 月 22 日
静岡県条例第 31 号

(設置)

第 1 条 静岡県総合計画の策定及び実施に関する重要事項を調査審議するため、静岡県総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 50 人以内で組織する。

2 委員は、総合計画に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 審議会は、その定めるところにより専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

(関係者の意見聴取)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。